

**(21) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実**

**【施策番号165】**

文部科学省において、性犯罪の被害者を含めて児童生徒等の相談等に対して適切に対応できるよう、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置に対して補助を行ってきた。

また、児童虐待などの問題へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを、各地域の実情に応じて学校などの教育機関に配置する地方自治体の取組に対して補助を行っている。

さらに、平成24年11月には、文部科学省において、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案については、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、早期に警察へ相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが重要であること等を示した「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」を発出した。25年1月には、警察庁から都道府県警察に対して、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（通達）を発出するとともに、これを踏まえ、文部科学省においても、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について」（通知）を発出し、児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案については、学校・教育委員会と警察との連携の下、いじめられている児童生徒の安全の確保のため必要な措置を行い、事案の更なる深刻化の防止を図ることなど、学校・教育委員会と警察が連携・協力していく上での留意事項を示した。加えて、25年5月には、どのような行為が犯罪行為に該当するのかについての理解を促すため、学校において生じる可能性がある犯罪行為について、い

じめの態様別にまとめた、「早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について」（通知）を発出している。

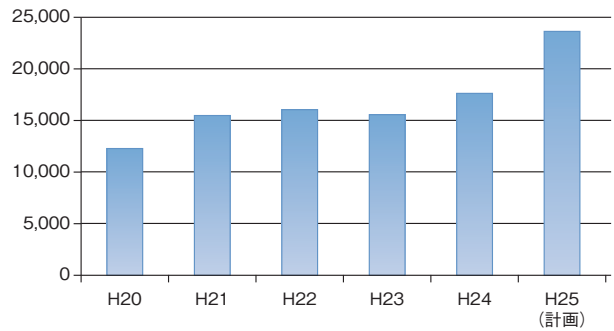
なお、犯罪被害者等施策にかかわる省庁の協力を得て、「被害者の手引」など当該制度に関する案内書や申込書を教育委員会に常備し、教育関係者などに提供している。

**(22) 学校内における連携及び相談体制の充実**  
**【施策番号166】**

文部科学省において、学校内で児童生徒等の相談などに適切に対応ができるよう、スクールカウンセラーの配置の拡充、生徒指導推進協力員・学校相談員、スクールカウンセラーの緊急支援のための派遣に対して補助を行ってきた。

平成25年度においても小・中学校等にスクールカウンセラーを適切に配置できる経費（約2万4千校分）を補助し、相談体制などの充実を図っている。

スクールカウンセラー配置校（箇所）数の推移  
（平成20年度～平成25年度）



（単位：校）

区分	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25 (計画)
配置校（箇所）数		12,263	15,461	16,012	15,476	17,621	23,625

提供：文部科学省

**(23) 学校における相談対応能力の向上等**  
**【施策番号167】**

文部科学省において、学校の教職員が児童生徒の相談などに的確に対応できるよう、生徒指導の指導者となる教員に対して教育相談に関する研修を実施している。

また、教育相談体制の充実等については、

P57【施策番号61, 62】参照

【施策番号171】

(24) 相談及び情報提供のための教育委員会  
による取組の促進

【施策番号168】

P90【施策番号165】参照

(25) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等  
への情報提供等の支援に関する指導・  
督励及び好事例の勧奨

【施策番号169】

警察庁において、情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者支援施策が確実に実施されるよう、各種会議などを通じて各都道府県警察に対し指導・督励や好事例の勧奨を行うとともに、毎年、被害者支援担当者体験記を発行し、各都道府県警察に配付している。

(26) 「被害者の手引」の内容の充実等

【施策番号170】

ア 警察庁において、平成20年11月、「被害者の手引」モデル案を改訂し、新たに、被害者参加制度や損害賠償命令制度の情報を掲載したほか、刑事手続や裁判で利用できる制度についての情報や、犯給制度などの経済的支援や被害の回復についての情報、各種相談機関・窓口についての情報の充実を図っている（P31【相談先整理番号56】参照）。

また、平成22年4月、少年事件の処理の流れが分かりやすく「被害者の手引」に示されるようそのモデル案を作成するなど、少年犯罪の被害者に向けた情報提供の充実を図っている。

「被害者の手引」は、これまでと同様に被害者連絡の対象者に配布するほか、被害者連絡の対象者以外にも、刑事手続・犯罪被害者等のための制度を教示する際などに広く活用することとしている。

また、これら犯罪被害者等のための制度等に関する情報は、ホームページ上でも紹介している。

イ P76【施策番号118】参照

(27) 犯罪被害者等の保護・支援のための制  
度の周知

【施策番号172】

損害賠償請求制度に関する情報提供の充実については、P41【施策番号4】参照。

警察において、犯罪被害遺児に対する奨学金給与事業等を実施している公益財団法人犯罪被害救援基金（<http://kyuenkikin.or.jp>）について情報提供を行っている。同基金では、昭和56年5月の基金設立以来、平成26年3月までに1,964人の犯罪被害遺児を奨学生として採用し、約22億9,550万円の奨学金を給与している。また、同基金では、平成20年12月から、基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神に則り特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援金を支給する事業を実施しており、平成20年度から平成25年度までに、海外での殺人事件の遺族2人と、現に著しく困窮している被害者5人に総額1,850万円を支給している（P29【相談先整理番号50】参照）。

○ 海上保安庁において、ホームページ（<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/hanzaihigai/index.files/hanzaihigai.pdf>）で犯罪被害者支援制度に係る周知を図るとともに犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指名された海上保安官により、関係機関との連携・情報提供などに努めている。

(28) 刑事の手続等に関する情報提供の充実  
【施策番号173】

ア P75【施策番号117】参照

【施策番号174】

イ P76【施策番号119】参照

(29) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

【施策番号175】

ア 厚生労働省において、医療機関等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力できるよう、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を必要に応じて実施するなど、適切に対応している。

【施策番号176】

イ P19【相談先整理番号32】、P21【相談先整理番号34】参照

(30) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

【施策番号177】

平成25年4月現在、全国の都道府県警察本部において、女性警察官などによる性犯罪電話相談の受理体制、相談室が整備されている(P11【相談先整理番号11】参照)。

(31) 地域包括支援センターによる支援

【施策番号178】

P14【相談先整理番号15】参照

(32) 日本司法支援センターによる支援

【施策番号179】

ア P41【施策番号2】参照

【施策番号180】

イ P75【施策番号116】参照

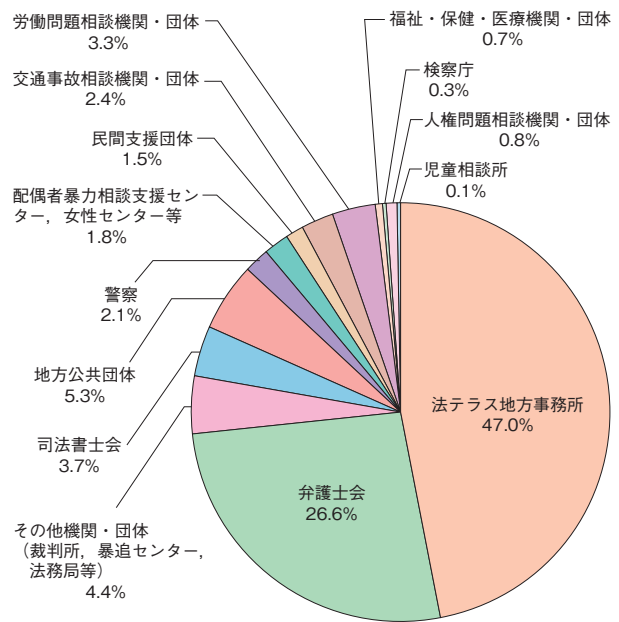
【施策番号181】

ウ 日本司法支援センターの犯罪被害者支援業務においては、警察庁や日本弁護士連合会などの関係機関・団体に対する同センターの周知とともに、これら関係機関・団体と十分な連携を図っていくことが求められており、各都道府県警察などが事務局となって主催している被害者支援連絡協議会のほか、警察、地方公共団体、日本弁護士連合会、民間被害者支援団体などの関係機関・団体を招いて開催する地方協議会において被害者参加制度や被害者参加人のため

の国選弁護士制度に関する説明及び被害者週間における啓発・広報活動などを行い、被害者支援に関する関係機関・団体との連携・協力関係の強化を図った。

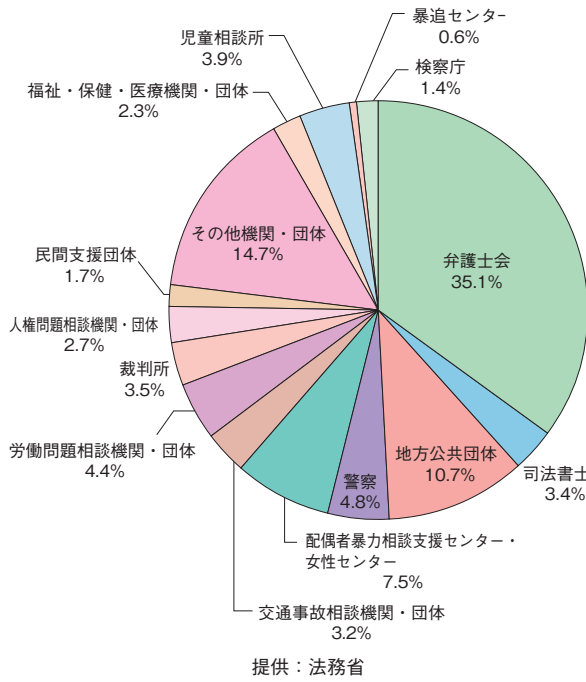
これらの取組を通じて、日本司法支援センターは、犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を目指し、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携・協力の下、犯罪被害者支援のための研修について広く実施できるよう努めたり、犯罪被害者等が必要とする支援にたどり着けるよう、犯罪被害者等の内容に応じた最適の専門機関・団体を紹介するコーディネーターとしての役割を果たしたりしている。

犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する紹介先（平成24年度）



提供：法務省

地方事務所で対応した問合せに対する紹介先（平成24年度）



今後も、各地の関係機関・団体とより緊密な連携・協力関係を構築するため、関係機関・団体が実施する連絡会議において、業務現況の説明や協力要請、実務担当者間における情報交換の実施などの積極的な働きかけ、取組を行っていく。

犯罪被害者支援ダイヤル（P5【相談先整理番号4】参照）における平成25年4月1日から平成26年1月末日までの問合せ件数は9,257件であった。主な問合せ内容は、生命・身体犯被害、配偶者等からの暴力（DV）、性被害、ストーカー被害などである。

全国の地方事務所における電話及び担当者との面談による犯罪被害者支援に関する情報提供件数は平成25年4月1日から平成26年1月末日までに12,182件であった。

日本司法支援センターによる支援

業 務	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度*
犯罪被害者支援業務						
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	8,541件	10,429件	10,482件	9,780件	11,048件	9,257件
地方事務所受付件数	11,403件	15,616件	14,089件	13,096件	15,582件	12,182件

\*平成25年度は、平成26年1月末現在の速報値である。

提供：法務省

(33) 自助グループの紹介等

【施策番号182】

P4【相談先整理番号2】参照

(34) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

【施策番号183】

内閣府において、犯罪被害者等施策に関する情報（関係法令、相談機関、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局など）を犯罪被害者等施策のホームページ（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/contents.html>）に掲載し、適宜、見直し作業を行っている。また、犯罪被害者白書の概要版について、英文による情報提供も行っている。

さらに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）サイトを活用し（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/sns/facebook.html>）、

各地における事業の紹介等、犯罪被害者等施策に関する情報発信を行っている。

引き続き、コンテンツの充実を図るとともに、国民への適切な情報発信に努めていく。

犯罪被害者等施策ホームページ



(35) インターネット以外の媒体を用いた情報提供

【施策番号184】

各省庁において、インターネットなどで情

報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じることのないよう配慮するとともに、積極的な情報提供に努めている。

内閣府において、各省庁の施策や民間支援団体等の活動状況などについて、毎年犯罪被害者白書を発行しており、犯罪被害者等と接点を有する関係省庁・機関、地方公共団体、民間犯罪被害者支援団体等に送付するほか、これら関係省庁等との会議等面談の機会や、広報啓発活動（P107 コラム13「犯罪被害者週間の実施」参照）時の展示スペースの活用などを通じ、犯罪被害者等に情報提供を行っている。また、犯罪被害者白書公表や「犯罪被害者週間」広報啓発事業の開催に当たり、メディアに対して説明するなど、積極的な情報提供に努めている。

犯罪被害者週間中央イベントでの  
ポスター等展示状況



警察庁において、「被害者の手引」（P91【施策番号170】参照）・「警察による犯罪被害者支援」（P110【施策番号230】参照）などにより積極的な情報提供に努めている。

総務省において、住民基本台帳の閲覧制度改正について、地方公共団体に対する説明会を開催し、その模様を自治体衛星通信機構において放映するとともに、同通信機構において紹介番組を放映した。また、ポスターやリーフレットを作成し、全市町村の窓口に配置した。

法務省において、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者等の方々へ」、犯罪被害

者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」などにより積極的な情報提供に努めている（P75【施策番号117】参照）。

文部科学省において、犯罪被害者等施策にかかわる省庁の協力を得て、「被害者の手引」など当該制度に関する案内書や申込書を教育委員会に常備し、教育関係者などに提供している。

厚生労働省において、児童虐待について幅広く国民の理解を深め、社会的関心を喚起するため、全国フォーラムの開催、広報啓発ポスター・リーフレットの作成、配布、政府広報を活用したラジオや新聞等により児童相談所全国共通ダイヤルの周知徹底を図るなどの広報啓発活動を実施している（P110【施策番号225】参照）。

国土交通省において、公営住宅の管理主体に対し、配偶者からの暴力被害者や犯罪被害者等を対象とした公営住宅への入居に係る配慮を依頼する通知を発出し、地方公共団体においても、募集パンフレットへの記載等を通じて、適切な運用が図られるよう努めている。

### (36) 更生保護官署と保護司との協働による 刑事裁判終了後の支援の充実

#### 【施策番号185】

法務省において、全国の保護観察所に被害者担当官及び被害者担当保護司を配置し、その協働態勢の下、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は被害に係る加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等に対して相談・支援を行っている。相談・支援の実施においては、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、犯罪被害者支援に必要な情報を提供するなどしているほか、支援の円滑な実施及び支援内容の充実を期するため、国や地方公共団体の機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との連携の強化を図り、協力関係を発展させるよう努めている（P31【相談先整理番号56】参照）。

**(37) 保護司に対する研修等の充実****【施策番号186】**

法務省において、刑事裁判及び少年審判終了後の相談対応の充実のため、保護観察所に配置されている被害者担当保護司を対象とする研修における犯罪被害者等支援の実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるためのロールプレイ方式による演習の実施など、被害者担当保護司の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図っている。また、被害者担当保護司以外の保護司を対象とした研修においても、更生保護における犯罪被害者等施策を取り上げ、研修内容の充実を図っている。

**(38) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進****【施策番号187】**

文部科学省において、不登校児童生徒への対応に際して、中核的な機能を果たす教育支援センター（適応指導教室）などの整備充実を促進するとともに、平成25年度は、「いじめ対策等生徒指導推進事業」において、いじめによる不登校などの問題を抱える児童生徒に対する効果的な支援について、教育支援センター（適応指導教室）における指導・支援、外部人材や関係機関とのネットワークを活用した支援の在り方などの観点から、調査研究を実施し、その内容は連絡協議会等により普及を図っている。

**(39) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進****【施策番号188】**

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が問題行動を起こすに至った場合には、問題行動を起こす個々の児童生徒に着目して的確な対応を行うため、学校、教育委員会、関係機関からなるサポートチームの組織化など、地域における支援システム作りを行

い、警察庁と共催による「問題行動に対する連携ブロック協議会」を開催し、各地域における効果的な取組の普及を図っている。

また、平成25年度は、「いじめ対策等生徒指導推進事業」において、いじめや暴力行為などの問題を抱える児童生徒に対する効果的な支援について調査研究を実施し、その内容は連絡協議会等により普及を図っている。

さらに、その他の問題については、児童生徒の抱える問題に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費を補助し、教育相談体制の充実を図っており、平成24年度においては、スクールカウンセラーを小中学校等17,621箇所、スクールソーシャルワーカーを教育委員会等に784人配置している。

**(40) 日本司法支援センターによる長期的支援**  
**【施策番号189】**

日本司法支援センターにおいて、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報提供などを通じた支援を行っている。

**(41) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等****【施策番号190】**

在外公館が提供する支援については、P16【相談先整理番号23】参照。

外務省において、海外で邦人の犯罪被害を未然に防止するとともに、被害に遭った場合の対処法について広く周知を図るため、広報冊子「～海外旅行のトラブル回避マニュアル～海外安全虎の巻」や、「海外で困ったら～大使館・総領事館のできること～」を改訂の上、全国の都道府県旅券事務所や旅行会社、在外公館などに配布するとともに、海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html>）にも掲載し、より多くの国民がこれらの情報を入手しやすくなるよう努めた。今後とも、これら広報資料の改訂や海外安全ホームページでの掲載を通じ、海外における邦人の犯罪被害者等に対す

る情報をさらに分かりやすくするとともに、国民が事前にこれらの情報を得る機会が増加するよう取り組んでいく。

海外安全虎の巻、海外で困ったら



提供：外務省

平成24年（2012年）に、在外公館及び財団法人交流協会（台湾）が取り扱った海外における犯罪被害に係る援護件数は5,457件（5,852

人）であり、そのうち最も多いものは「窃盗被害」（4,456件、4,761人）となっており、これに「詐欺被害」（461件、496人）、「強盗被害」（281件、309人）が続いている。

2012年に在外公館が取り扱った邦人の犯罪被害援護件数

件名	件数	人数
殺人	13	17
傷害・暴行	121	131
強姦・強制猥褻	36	39
脅迫・恐喝	57	62
強盗・強奪	281	309
窃盗	4,456	4,761
詐欺	461	496
誘拐	0	0
テロ	0	0
その他	32	37
計	5,457	5,852

（注）在外公館が援護を実施した事案のみであり、発生したすべての事案ではない。

提供：外務省（出典：2012年海外邦人援護統計）

警察庁における支援は、P16【相談先整理番号23】参照

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究

【施策番号191】

厚生労働省において、平成17年度より厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3年計画で行い、平成19年度に精神科医療機関における犯罪被害者治療を促進するための提言をまとめ、平成20年度には、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」（[http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/pdf/Shiryu\\_tebikizenbun.pdf](http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/pdf/Shiryu_tebikizenbun.pdf)）を精神保健福祉センターに配布した。

また、平成20年度より厚生労働科学研究で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」を3年計画で行い、それを踏まえて、平成23年度からは新たに「大規模災害や犯罪被害等

による精神科疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」（主任研究者金吉晴）を3年計画で実施しており、平成24年度には「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン（分担研究者中島聡美（国立精神・神経医療研究センター）他、平成25年2月15日初版）」（<http://cocorocare.jp/c/guideline/>）を作成した。さらに、平成25年度においては、産婦人科の医療現場、犯罪被害者等の早期援助団体、性暴力被害者支援センター等で活用できるよう、性暴力被害者に対して心理教育や支援情報を提供するパンフレット「一人じゃないよ」を作成した。

(2) 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

【施策番号192】

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた